

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月3日（平成29年（行情）諮問第388号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行情）答申第493号）

事件名：「幹部職員名簿（平成28年度 特定刑事施設）」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書2及び文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月4日付け福管総発第235号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

特定刑事施設の幹部職員名簿は幹部であり、公人に近い存在です。年齢、勤務年数、現任庁在職期間、歴任庁等に関する事項は知りたいです。

幹部職員名簿は何のためにどこの部署で作られているのですか？

税金で時間とお金をかけて作っているのですから庶民もみる権利があると思います。

ろう絡事案とはなんでしょうか？（略）

職員名簿はおそらく幹部しか開示されないのだと思いますが、被収容者が不当な暴力を受けたりすることがあるようです。

だいたい政治的な冤罪者が多いように思いまして、不当に捕まえた人をどう矯正するのかと思います。（略）

刑務所でいったい何が行われているのか？外部通勤はあるのかなども調べています。公務員の給料は税金であり、庶民の血税も入っています。（略）

不当な圧力や中傷は冤罪の被収容者及びその家族が受けているものではないでしょうか？

公務員は全員名前は開示すべきだと思いますし、福岡矯正管区の人には庶

民に会うときは首から名札さげといてほしいです。

不当なことを言われたりするるので、名前までウソではないかと疑ってしまいます。

情報化社会でもありますし、名前は全員開示すべきだと思います。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が福岡矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求した

(1) 「組織図（ただし、平成28年度特定刑事施設）」（特定刑事施設保有）

(2) 「幹部職員名簿（ただし、平成28年度特定刑事施設）」（特定刑事施設保有）（以下、第3において「本件対象文書1」という。）

(3) 「職員名簿（ただし、平成29年度福岡矯正管区）」（福岡矯正管区保有）（以下、第3において「本件対象文書2」という。）

について、処分庁が、平成29年7月4日付け行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件対象文書1及び2における一部不開示決定が不当であると主張し、当該不開示部分の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書1における不開示部分（以下、第3において「本件不開示部分1」という。）について

本件不開示部分1は、「職名」、「官名」、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」欄から構成されている表の一部並びに表欄外に記載された注書き部分である。

ア 「職名」、「官名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」欄並びに表欄外の注書き部分について

当該表における「職名」、「官名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」欄の各記載は、各行ごとに一体として特定の個人を識別することができる情報であり、また、表欄外の注書き部分についても、表中の記載事項と照合することにより、各職員の経歴が明らかとなる情報であることから、いずれも法5条1号本文前段に該当するものと認められる。

また、これらの不開示部分の法5条1号ただし書該当性を検討すると、本件不開示部分1は各職員の経歴に関する情報等であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情は認められない上、公務員が行政機関等

の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報ではないことから、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、本件不開示部分1は、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当し、法6条2項に基づく部分開示をすることもできない。

なお、特定刑事施設の長については、「現任庁在職期間」及び「前任庁等」の各欄の記載を開示しているが、これは官報に人事異動の情報が掲載され、公にされているためである。

#### イ 「氏名」欄について

当該表において、医師である保健課長及び医療第一課長（以下「保健課長等」という。）の氏名が開示とされている。

被収容者に対する医療は、身柄の拘禁を行う国として当然に負うべき責務とされていることから、刑事施設では、医療を当該施設の医師が行い、必要な医療措置を講じているところであるが、医師が刑事施設という特殊な環境の下で勤務することについては、

- (ア) 医師の待遇が民間より劣る場合が少なくないこと
- (イ) 医師の充足率が低い地域や交通の便が悪い場所に施設が立地していることが多いこと
- (ウ) 患者の症例の種類が限定されているため、自己の医療技術の維持が困難な面があること
- (エ) 患者である被収容者には、作業を免れたいなどの理由で詐病をする者、薬の処方を強要する者、ささいな事項で取り上げて国家賠償請求等を提起する者が少なくないこと

等の事情があり、刑事施設が、医師にとって魅力ある職場とは言い難い実情があり、各刑事施設においては、医師の確保に多大な困難を来している状況にある。

また、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高いことから、刑事施設で勤務する医師の氏名を開示することとした場合、このような不当な圧力等を受けることを恐れる医師が、刑事施設で勤務することをこれまで以上にためらい、その結果、刑事施設における医師の確保が、更に困難なものになることは明らかである。

よって、不開示とした保健課長等の氏名については、これらを開示

した場合、被収容者に対する医療措置という国が負う責務を全うすることが困難になり、施設における適正な医療事務の遂行に支障が生ずるおそれがあることから、法5条6号の不開示情報に該当するといえる。さらに、適正な医療措置が遂行できないことによって、死亡事故等や適正な医療を受けられないことを不満とする被収容者による暴動などが発生する、又はその発生を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められることから、法5条4号の不開示情報にも該当するといえる。

そして、本件対象文書で不開示とされている保健課長等の職にある者の氏名は、いずれも国立印刷局編「職員録」に掲載されていないことから、これを開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりであり、この結果として、矯正管区及び矯正施設における職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

(2) 本件対象文書2における不開示部分（以下、第3において「本件不開示部分2」という。）について

本件不開示部分2は、福岡矯正管区で勤務する職員のうち、一部の者の氏名並びに一般には公開されていない当該矯正管区の特定の系の電話番号及びファックス番号（以下「電話番号等」という。）である。

ア 職員の氏名について

矯正管区においては、矯正施設の被収容者からの自己の処遇等に係る不服申立てを多数処理している。同処理結果は、原則として、当該申立てを行った被収容者本人に告知されるところ、当該結果が被収容者にとって望ましいものとはならない事案が多々あるのが現状であり、これらの結果に対し、被収容者が不満をうっ積させる可能性は十分あり得ることから、矯正管区で勤務する職員の氏名を公にすることとした場合、同被収容者が、自己に係る不服申立ての処理を担当した職員を探し出し、当該職員に対して不当な圧力や攻撃を加えるおそれが否定できない。現に、矯正管区では、元被収容者と名乗る者からの、自己が在所中に行った不服申立ての処理に係る問い合わせについての電話対応をすることが少なくない。

さらに、矯正管区で勤務する職員は、上記不服申立ての処理のみでなく、元被収容者や矯正施設在所中の被収容者の関係者を名乗る者から、矯正施設内における処遇等に係る様々な苦情が頻繁に寄せら

れ、その対応等に苦慮している実情があり、これら苦情の中には、長時間にわたって自己の不満等を述べるものや、矯正施設における処遇の改善について、執ように要求するものもあり、現に、元被収容者を名乗る者が、自己が在所中に受けた処遇についての苦情を電話口で威圧的に、かつ、脅迫めいた文言により述べ、後日、実際に矯正管区に来庁するという事案も発生している。

また、上記2(1)イにおいて述べたとおり、矯正施設で勤務する職員の氏名を公にすることとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高いと認められるところ、矯正管区で勤務する職員は、人事異動により矯正施設から異動してきたり、矯正施設へ異動したりといった機会が極めて高く、矯正管区で勤務する職員についても、上記のようなおそれは相当程度高いものと考えられる。例えば、矯正管区で勤務していた職員が矯正施設へ異動した場合、矯正管区勤務時に行った各種不服申立てや苦情の対応に不満を募らせていた被収容者が、異動してきた職員に対して脅迫や暴行等を行うおそれを現実的に予想することは難しくない。

これらの事情を考慮すると、矯正管区で勤務する職員の氏名を公にすることとした場合、特定の職員に対して攻撃等が加えられるおそれは相当程度高いと認められる。

以上の実情に鑑みると、先に述べた攻撃等を懸念した職員が、不服申立ての処理や苦情の処理を中立的に行うことに消極的になるなどし、適正な職務の遂行に支障を生ずるおそれがあるため、矯正管区で勤務する職員の氏名は、法5条6号の不開示情報に該当するといえる。

加えて、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれが否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、当該職員の氏名は、法5条4号の不開示情報にも該当するといえる。

そして、本件対象文書で不開示とされている職員の氏名は、いずれも国立印刷局編「職員録」に掲載されていないことから、これを開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりであり、この結果として、矯正管区及び矯正施設における職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

イ 一般には公開されていない特定の係の電話番号等について

一般には公開されていない当該矯正管区の特定の電話番号等を公にした場合、当該矯正管区における業務のかく乱や、管下施設の運営や業務に対する攻撃等を目的とする架電等が頻発する事態が容易に推測され、同矯正管区の通常業務に必要な連絡や突発事案への対応等に混乱を来すなど、適正な事務の遂行に支障を生ずるおそれが認められるため、これらの電話番号等は、法5条6号の不開示情報に該当する。

また、その結果として、矯正施設における保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの電話番号は、法5条4号の不開示情報にも該当する。

- 3 以上のとおり、本件不開示部分1は、法5条1号、4号及び6号に、本件不開示部分2は、法5条4号及び6号に、それぞれ該当することから、本件不開示部分1及び2を不開示とした原処分は、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 平成30年2月2日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書2及び文書3である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部が法5条1号、4号及び6号に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「年齢、勤務年数、現在庁在職期間、歴任庁等に関する事項は知りたい」、「公務員は全員名前は開示すべき」などと主張していることから、上記の不開示部分のうち、文書2の不開示部分の全部及び文書3の不開示部分のうち、不開示とされている職員の「氏名」欄の記載内容部分（以下、併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 文書2に係る本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 文書2は、「職名」、「官名」、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」の各欄並びに表欄外の注書き部分から構成される表形式の文書であって、各行それぞれが全体

として（表欄外の注書き部分も、表中の記載事項と照合することにより、各職員の経歴が明らかとなる情報であることから、これも含めて）法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 「年齢」, 「勤務年数」, 「現任庁在職期間」及び「前任庁等」の各欄の記載内容部分並びに表欄外の注書き部分について

ア 標記の不開示部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、さらに、公務員の人事に関し記録された情報であって、当該職員の公務員としての職務の遂行に係る情報であるとは認められないから、同号ただし書ハにも該当しない。

イ 標記の不開示部分に記載されている情報は、法6条2項の「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当することから、部分開示の余地はない。

ウ したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 医師である保健課長等の各「氏名」欄の記載内容部分について

ア 諮問庁の説明

上記第3の2(1)イのとおり。

イ 検討

刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられる旨の諮問庁の説明は、これを覆すに足りる事情はなく、したがって、その職務の性質等も併せ考えれば、こうした状況において、医師を含む刑事施設で勤務する職員の氏名を公にした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高いことから、医師を含む刑事施設で勤務する職員は、その氏名が被収容者等に知られた場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高い旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

また、当審査会事務局職員をして国立印刷局編「職員録」を確認させたところ、当該医師の氏名は掲載されていないことが認められる。

そうすると、諮問庁の説明するとおり、当該医師の氏名を公にした場合、被収容者又はその関係者等から不当な圧力等を受けることを恐れる医師が、氏名を公にしなかった場合に比して、刑事施設で勤

務することをより一層ためらうこととなり、その結果、刑事施設における医師の確保が、現状よりも、更に困難なものになり、施設における適正な医療事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上によれば、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、これを不開示としたことは妥当である。

### 3 文書3に係る本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 文書3は、福岡矯正管区の職員名簿であり、本件不開示部分は当該矯正管区で勤務する職員のうちの一部の者の氏名であるところ、矯正管区の職員においては、被収容者からの多数の不服申立てを処理しているほか、元被収容者や被収容者の関係者を名乗る者から頻繁に苦情が寄せられ、その対応に苦慮している実情がある旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はなく、したがって、その職務の性質等も併せ考えれば、矯正管区の職員の氏名を公にした場合、特定の職員に対して不当な圧力や攻撃等が加えられるおそれは相当程度高い旨の諮問庁の説明も、首肯できる。
- (2) また、当審査会事務局職員をして国立印刷局編「職員録」を確認させたところ、上記(1)の職員の氏名は掲載されていないことが認められる。
- (3) 以上によれば、上記(1)の職員の氏名を公にすると、被収容者等から不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり、ひいては刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、これを不開示としたことは妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

文書1 組織図（ただし，平成28年度 特定刑事施設）

文書2 幹部職員名簿（ただし，平成28年度 特定刑事施設）（本件対象文書）

文書3 職員名簿（ただし，平成29年度 福岡矯正管区）（本件対象文書）